確定申告お早めに

申告書の作成はパソコンでも

所得税の確定申告、市・府民税の申告期間は、2月18日㈪から3月15日㈮までです。期間後半は混雑しますので、早めに申告しましょう。詳しくは、2月1日発行の「市税だより」をご覧ください。

【問合せ先】
▼所得税の確定申告に関すること…宇治税務署（☎44・4141）
▼市・府民税の申告に関すること…税務課（☎64・1317）

所得税の申告が必要な人

①給与所得がある人
▼給与収入の年額が2千万円を超える
▼2カ所以上から給与収入がある
▼給与・退職所得以外の所得合計額が20万円を超える
②公的年金等の雑所得のみで、所得金額が所得控除の合計額を超える人
なお、公的年金等の収入額の合計が年額400万円以下で、公的年金等の雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告は不要です
※不要の場合でも、市・府民税の申告・所得税の還付を受けるための確定申告は必要です。
③①・②以外で、事業・不動産・譲渡など各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える人

申告に必要なもの

▼印鑑
▼生命保険料・地震保険料控除証明書
▼国民年金保険料控除証明書
▼国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払金額が分かるもの
▼各種証明書（給与・公的年金等の源泉徴収票、収支内訳書、領収書など）
▼前年分の申告書の控え
▼以前、確定申告会場のパソコンで申告した人は、税務署からのお知らせハガキなど
▼医療費控除を受ける人は、医療費の明細書
▼所得税が還付される場合は、本人名義の金融機関の口座番号が分かるもの

申告で税金が戻ることも

所得税を源泉徴収されていた場合、次のような人は確定申告で所得税が返ってくることがあります。
▼年の途中で退職し、年末調整を受けなかった
▼多額の医療費・寄附金を支払った
▼新たに住宅ローンを組んだ
▼災害・盗難などに遭った

申告の会場

税務署での申告

今年の申告会場は、鹿六会場から宇治税務署に変わります。
期間＝2月18日㈪～3月15日㈮（土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月24日㈰・3月3日㈰は受け付けます）。なお、還付申告は2月1日から受け付けています
時間＝午前9時～午後5時
混雑時は早めに終了します。
場所＝宇治税務署1階（宇治市大久保町井ノ尻60・3）

市役所での申告

市役所では、簡易な所得税の確定申告、市・府民税の申告を受け付けます。
期間＝2月18日㈪～3月15日㈮（土・日曜日を除く）
時間＝午前9時～午後4時
場所＝コミュニティホール
【簡易な所得税の確定申告】
申告できる内容は次のとおりです。
▼給与所得
▼雑所得（公的年金等）
▼青色申告以外の農業所得で赤字をほかの所得と損益通算せず、収支内訳書が作成済みのもの
市職員が判断できない時は、宇治税務署で申告をお願いすることがあります。
【市・府民税の申告】
対象＝平成25年1月1日現在、市内に住所があり、同24年中に収入があった人
同24年中に所得がない場合でも、次のような人は所得がなかったという申告が必要です。申告がないと、所得証明の発行ができません。
▼市内に住む親族の税法上の扶養親族に入っていない人
▼所得証明が必要な人
▼国民健康保険加入者など
なお、確定申告書を提出する人・勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人の申告は不要です。

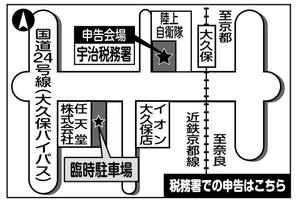

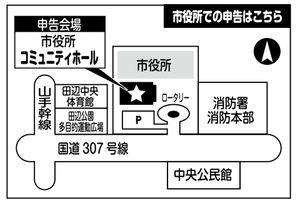

確定申告はe-Taxが便利

パソコンを持っている人は、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー（http://www.nta.go.jp）を利用すると、自宅で簡単に申告書を作成できます。作成した申告書を印刷すれば、郵送や税務署の時間外文書収受箱への投函でも提出できるので便利です。
またe-Taxを利用し電子送信することもできます。事前手続きが必要ですので、詳しくはe-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

素案への意見募集

地球温暖化防止の計画を策定

市は、地球温暖化防止の取り組みとして市内の温室効果ガスの排出削減を目指す計画づくりを進めています。この、京田辺市地球温暖化対策実行計画の素案への、みなさんの意見を募集（パブリックコメント）します。
【対象】
▼市内に在住・通勤・通学する人▼市内に事務所・事業所などを有する人
【資料閲覧方法・場所】
▼市ホームページ▼市内公共施設（市役所3階環境課、中央図書館、北部・中部住民センター、三山木福祉会館）
【応募方法】
電子メール か資料閲覧方法・場所にある意見募集用紙を持参・郵送してください
【しめきり】
2月28日㈭（必着）
【応募・問合せ先】
環境課（☎64・1366）

年金 源泉徴収票を郵送

確定申告で必要です

日本年金機構は、老齢年金の受給者へ平成24年分「公的年金等の源泉徴収票」を郵送しました。
国民年金・厚生年金・共済組合などが支給する公的年金は、所得税法上「雑所得」と見なされます。老齢や退職を理由とする年金には所得税が課せられ、年金額から源泉徴収されています。
源泉徴収票は確定申告に必要です。なお、障害・遺族年金は非課税のため、源泉徴収票を発行しません。
また、源泉徴収票の再交付は、日本年金機構で受け付けています。源泉徴収票が届かない・紛失したという人は、基礎年金番号を確認し、本人が「ねんきんダイヤル」へ電話してください。
【受付時間】
▼**平日**…午前8時30分～午後5時15分（月曜日〈休日の場合は火曜日〉は午後7時まで）▼**第2土曜日**…午前9時30分～午後4時
【再交付申込先】
ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165。IP電話・PHSは☎03-6700-1165）
【問合せ先】
▼京都南年金事務所（☎075-644-1165）▼市民年金課（☎64-1333）

市民サポーター募集

学生の政策作りに力添え

全国大学まちづくり政策フォーラムin京田辺

全国大学まちづくり政策フォーラムin京田辺実行委員会は、3月3日㈰～5日㈫に開く「第7回全国大学まちづくり政策フォーラムin京田辺」で、学生が行う調査・研究・資料作りを手伝う市民サポーターを募集します。
同フォーラムでは、全国の大学生や大学院生が本市に集い、学生らしい自由な発想で政策を議論し、3月5日に同志社大学京田辺校地ローム記念館で発表します。
申込方法＝電話で申し込んでください
詳しくは、2月18日㈪に開く説明会でお知らせします。
しめきり＝2月15日㈮午後5時
申込・問合せ先＝全国大学まちづくり政策フォーラム in京田辺実行委員会事務局（市民参画課内、☎64・1314）

自分たちで考えた政策を提言

ごみ収集車で宣伝

企業や商品のイメージアップに

市は、家庭ごみを収集するごみ収集車に掲載する平成25年度の有料広告を募集します。
ごみ収集車は、幹線道路・住宅地・団地内などを回り頻繁に停車するため、みなさんが目にする機会が多い走る広告塔です。
企業名・商品のPRやイメージアップなどに、広告を掲載しませんか。
規格＝縦45cm×横110cmのマグネットシート
掲載位置＝ごみ収集車の荷箱部分。両側で1枠とします
掲載料（1枠）＝月額3,000円
掲載期間＝4月～平成26年3月。1カ月単位
広告物の作製・貼付・撤去は広告主が行ってください。
募集枠数＝4枠
申込方法＝清掃衛生課・甘南備園・市ホームページにある申込書に、広告の原稿・必要書類（事業内容が分かるパンフレット、資格・免許を証明する書類の写しなど）を添えて提出してください
なお、ごみ収集を広告主が行っていると誤解されるような表現の広告は掲載できません。
しめきり＝2月28日㈭
申込・問合せ先＝清掃衛生課（☎68-1288）

消防団員を表彰

地域消防の要68人をたたえる

1月6日の消防出初式で、地域消防の要となる消防団員延べ68人の表彰を行いました。表彰を受けた人は次のとおりです（敬称略）。
【府消防協会長表彰】
▼**精勤章**…西村忠浩・中林茂和・西勝・中島恒典・川西啓公
【府消防協会綴喜支部表彰】
▼**綴喜支部長章**…川原正二・吉村浩一・上村哲司・杉本禎範・藤原克利・相澤幹雄・藤井良人・清水信雄・中谷達雄・藤林大作・藤林禄大・宮嵜茂信・河野千春・北川寛信・上村一司・川嶋浩司・菊間勇気
【京田辺市長表彰】
▼**永年勤続功労章**…上田篤広・古庄敏郎・村雲康伸・脇坂秀樹・中村洋一・宮原一幸・杉本守・藤井富夫・小西浩年・川橋高広・奥西亨・秋元真一・川哲也・北川敏幸・大串謙司・中島卓信・伊東伸介・本林千治・潮洋平・木田達也・向井一夫・南利潔・早田陽輔・志場吉洋・奥西剛史
【消防団長表彰】
▼**功績章**…矢尾壽章・金澤寛人・森島裕也・岡井國雄・長谷川勝一・岡本直之・澤村武範・片岡大介・宇野順一・西村友宏・古川靖士・中川和也・上村恭司・村上伸介・北川寛信・武藤健生・大辻雄一郎
【問合せ先】
消防総務課（☎63・7825）

文化施設の使用料を助成

費用の2分の1以内・10万円まで

教育委員会は、合唱・舞踊・演劇などの文化活動をする団体が市立施設以外で発表会などを行う場合、施設使用料の一部を助成します。
【対象】
市内に活動拠点を置き、文化・芸術活動を主な目的とし、本市の文化活動の向上に寄与すると認められる団体
【対象事業】
合唱・合奏・舞踊・演劇などの舞台発表
入場料・協力金など、入場者1人につき1,501円以上徴収する発表会を除きます。
【対象施設】
京都市以南の舞台ホールがある施設（商工会館キララホール・同志社女子大学新島記念講堂・文化パルク城陽など）
【助成額】
施設使用料・舞台設備費などの合計額の2分の1。上限10万円
ただし、年1回に限ります。
【申請方法】
社会教育・スポーツ推進課にある申請書に、パンフレット・チラシなどの開催要項、収支予算書を添え、発表会の1カ月前までに申請してください
詳しくは、教育委員会ホームページ（http://www.kyotanabe.ed.jp/）をご覧ください。
【申請・問合せ先】
社会教育・スポーツ推進課（☎64-1394）

福祉用具の貸与費を助成

2月18日から申請を受け付け

市は、身体障害者手帳を持ち一定以上の障がいがある人が、介護保険による福祉用具（車いす・歩行器・歩行補助つえ）の貸与を受けた場合、自己負担額を助成します。
【申請対象】
平成24年7月～12月の福祉用具貸与の自己負担分
【対象者・福祉用具】
下表のとおり
【申請に必要なもの】
介護保険自己負担額の領収書（写し可）・介護保険被保険者証の写し・印鑑・振込先金融機関の口座番号がわかるもの
新たに申請する人や口座を変更する人は、通帳の写し（名義・支店名・口座番号が分かるページ）が必要です。
【申請期間】
2月18日㈪～3月15日㈮
【問合せ先】
障害福祉課（☎64・1372）

福祉用具名	下肢機能障害	体幹機能障害
車いす 車いす付属品	1～3級※	1～3級
歩行器	1～5級	
歩行補助つえ	1～6級	

※下肢機能障害4級以下でも、上肢障害が2級以上の場合は対象となります。